

第
31回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

最近は、株式発行会社が株主から自社株を買い取るケースも増えてきます。今回は株式発行会社が株主から自社株を買取る際の発行会社（自己株式の取得）と株主（自己株式の譲渡）についてそれぞれの立場から注意点をお伝えします。

■ 自社株を発行会社に譲渡する意味は

株主が株式を発行している会社へ自社株を譲渡することは、発行している会社からみれば、自己株式の取得です。事業承継において次のような利用が考えられます。

■ 発行会社への自社株譲渡の利用が有用なケース

- ① 経営者に資金が必要になり、自社株を手放す必要が生じたものの、外部には自社株を流出させたくない場合
- ② 経営権を譲ろうと考えている後継者がいるものの、後継者に自社株を買い取る資金がない場合
- ③ 少数株主から自社株を買い集め、後継者に株式を持たせたい場合
- ④ 相続発生後、相続税の納税資金を確保する場合

■ 発行会社における注意点 自己株式の取得には限度額があります！

自己株式の取得は、会社の分配可能利益の範囲内でしかできないとの財源制限がありますので、無制限に行なうことはできないことに注意が必要です。下記に自社株式の取得限度額の計算方法をご紹介いたします。

■ 自社株式の取得限度額の計算方法

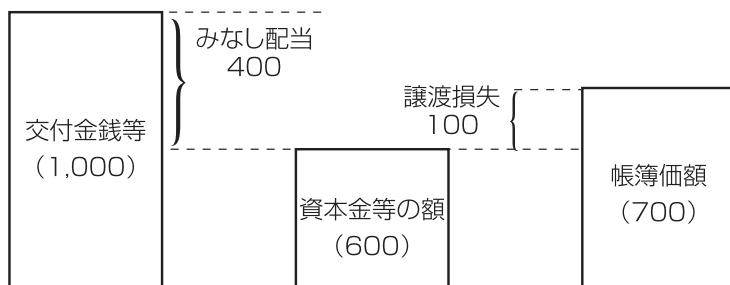
計算は下記の通り煩雑になりますので、事前にご相談ください。

① 計算の基礎	最終の貸借対照表の留保利益等
② 控除項目	<ul style="list-style-type: none"> ・最終事業年度末日後に消却した自己株式の簿価 ・最終事業年度末日後に処分した自己株式の対価 ・最終事業年度末日後にした剰余金の配当額 ・配当時の自己株式の簿価 ・その他法務省令で定める額等 <p>(会法446七、461②六、計規150、158)</p>
③ 加算項目	<ul style="list-style-type: none"> ・最終事業年度末日後の自己株式処分差益相当額 ・資本金の減少額 ・準備金の減少額
④ 取得限度額	① - ② + ③

■ 株主における注意点 みなし配当課税が生じる場合があります！

自社株主の譲渡につき、株主にみなし配当課税の問題が生じます。みなし配当とは、会社法上は剰余金の配当ではありませんが、会社が株主に交付した金銭等の経済的な実態が何ら配当と変わらないため、税務上は配当とみなして、一般的な配当と同様の取り扱いをしようとするものです。非上場株式の場合は、総合課税となり、他の所得と合算され税額が多くなる場合があるので注意が必要です。

【みなし配当のイメージ】



※株主が会社から交付される金銭のうち、資本金と資本剰余金の額の合計額を超える部分（左図の場合は400）が配当とみなされ課税されます。